

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ <a href="#">舞鶴市市税条例(第 44 号議案関係)(専決)</a> .....	1
○ <a href="#">舞鶴市消防表彰条例</a> .....	16
○ <a href="#">舞鶴市固定資産評価審査委員会条例</a> .....	19
○ <a href="#">舞鶴市市税条例(第 1 条関係)(第 50 号議案関係)</a> .....	20
○ <a href="#">舞鶴市市税条例(第 2 条関係)(第 50 号議案関係)</a> .....	24
○ <a href="#">舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年条例第 21 号)</a> .....	29
○ <a href="#">舞鶴市都市公園条例</a> .....	32
○ <a href="#">公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例</a> .....	33
○ <a href="#">舞鶴市道の構造の基準に関する条例</a> .....	34
○ <a href="#">舞鶴市手数料条例</a> .....	36

舞鶴市市税条例旧新対照表(第 44 号議案関係)

旧	新
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第 53 条の 9 第 53 条の 8 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定に</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 53 条の 10 第 3 項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第 53 条の 9 第 53 条の 8 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定に</p>

旧	新
<p>よる申告書(以下本条、次条第2項及び第53条の11第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の4及び第53条の5の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>	<p>よる申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の11第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の4及び第53条の5の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>

旧	新
(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2	(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
(3) (略)	(3) (略)
附 則	附 則
(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)
第 7 条の 2 (略)	第 7 条の 2 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 法附則第 15 条第 8 項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u>	(削除)
<u>4 法附則第 15 条第 26 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>	<u>3 法附則第 15 条第 23 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>5 法附則第 15 条第 27 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	<u>4 法附則第 15 条第 24 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
<u>6 法附則第 15 条第 27 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>	<u>5 法附則第 15 条第 24 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>7 法附則第 15 条第 27 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>	<u>6 法附則第 15 条第 24 項第 3 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>8 法附則第 15 条第 28 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	<u>7 法附則第 15 条第 25 項第 1 号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
<u>9 法附則第 15 条第 28 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>	<u>8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>10 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	<u>9 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
<u>11 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	<u>10 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
<u>12 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u>	<u>11 法附則第 15 条第 27 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u>
<u>13 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u>	<u>12 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u>

旧	新
<p><u>14</u> 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>13</u> 法附則第 15 条第 27 項第 3 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>
<p><u>15</u> 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>14</u> 法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>
<p><u>16</u> 法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p>	<p><u>15</u> 法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (削除)</p>
<p><u>17</u> 法附則第 15 条第 41 項の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p><u>16</u> 法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>
<p><u>18</u> 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p>	<p><u>17</u> (略)</p>
<p><u>19</u> (略)</p>	<p><u>18</u> (略)</p>
<p><u>20</u> (略)</p>	<p>(平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><u>第 7 条の 4 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 30 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条</p>

旧	新
	<p><u>の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p>(4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特</u></p>

旧	新
<p>(宅地等に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例)</p> <p>第 8 条 宅地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず</p>	<p><u>定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例)</p> <p>第 8 条 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(<u>令和 3 年度分の固定資産税</u>にあっては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固</p>

旧	新
<p>ず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税</p>	<p>定資産税額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税</p>



旧	新
<p>標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第8条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第9条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)</u>を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(<u>令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例</u>)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長</p>	<p>標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第8条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第9条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長</p>

旧	新
<p>が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和 2 年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に</p>	<p>が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 附則第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 10 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 8 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に</p>

旧	新
<p>2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 (略)</p> <p>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車(最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を</p>	<p>2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 (略)</p> <p>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車(最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を</p>

旧	新
<p>受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号</u></p>	<p>4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号</p>

旧	新
<p>指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に</u></p>

旧	新
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p><u>初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第13条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この項、</p>

旧	新
	<p>次項及び附則第 7 項において「施行日」という。)以後に行う同条第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の舞鶴市市税条例(次項において「旧条例」という。)第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>6 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第 41 項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置</p>

旧	新
	<p>等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>



舞鶴市消防表彰条例旧新対照表

旧	新						
<p>第 11 条 表彰該当者が行賞前に死亡したときは、賞金は、次の順位によりその遺族に贈与する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>前項第 2 号に該当するもの数人あるとき、その順位については、民法第 887 条及び第 888 条第 1 項の規定を準用し、第 3 号及び第 4 号に該当するもの数人あるとき、その順位については、民法第 889 条の規定を準用する。ただし、民法第 888 条第 2 項の胎児に関する規定を除く。</u></p> <p>第 12 条 各課署長は、第 2 条の規定に該当し行賞すべき功労ありと認めるときは、慎重なる調査を遂げ同条第 2 号及び第 3 号又は第 4 号の事項については夫々別紙様式第 1 号又は第 2 号により、その他の各号については、詳細なる調書を添えて特別の事情のない限り事実発生後 10 日以内に消防長に具申しなければならない。</p> <p><u>様式第 1 号</u></p> <p style="text-align: right;">舞消親第 号 年 月 日</p> <p>舞鶴市消防長 様</p> <p style="text-align: right;">舞鶴市 消防署長 職 氏 名 ④</p> <p style="text-align: center;">人命救助(保護)賞与具申</p> <p>下記のとおり功労があったので賞与されるよう具申します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">功労者の住所又は</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 氏 名 年 齡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救 助 (保 護)</td> <td></td> </tr> </table>	功労者の住所又は		職 氏 名 年 齡		救 助 (保 護)		<p>第 11 条 表彰該当者が行賞前に死亡したときは、賞金は、次の順位によりその遺族に贈与する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>前項第 2 号から第 4 号までに該当する者に対する賞金の贈与については、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 887 条及び第 889 条の規定の例による。</u></p> <p>第 12 条 各課署長は、第 2 条の規定に該当し行賞すべき功労ありと認めるときは、慎重なる調査を遂げ、<u>特別</u>の事情のない限り事実発生後 10 日以内に消防長に具申しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
功労者の住所又は							
職 氏 名 年 齡							
救 助 (保 護)							

旧		新			
年 月 日 時		(削除)			
救 助 (保 護) の 場 所					
被 救 助 (保 護) 者 の 住 所 氏 名 年 齢					
救 助 (保 護) 前 の 状 況					
救 助 (保 護) の 状 況					
行 賞 上 の 参 考 事 項					
<p><u>様式第2号</u></p> <p style="text-align: right;">舞 鶴 市 消 防 親 第 号 年 月 日</p> <p>舞鶴市消防長 様</p> <p style="text-align: right;">舞 鶴 市 消 防 署 長 職 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">消 防 功 勞 の 賞 与 具 申</p> <p>下記のとおり消防に関する功労があったので賞与されるよう具申します。</p> <table border="1"> <tr> <td>功 勞 者 の 住 所 又 は 職 氏 名 年 令</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災 害 の 種 別 及 び 功 勞 の 事 項</td> <td></td> </tr> </table>			功 勞 者 の 住 所 又 は 職 氏 名 年 令		災 害 の 種 別 及 び 功 勞 の 事 項
功 勞 者 の 住 所 又 は 職 氏 名 年 令					
災 害 の 種 別 及 び 功 勞 の 事 項					

旧		新
災害年月日時		<p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
災害の場所		
災害の状況		
功勞事績の状況		
行賞上の参考事項		

舞鶴市固定資産評価審査委員会条例旧新対照表

旧	新
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6から8まで (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6から8まで (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第1条関係)(第50号議案関係)

旧	新
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>

旧	新
<p>第2条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち<u>その者の</u>前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>第2条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、<u>その者の</u>前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第7条の2 (略)</p>	<p>第7条の2 (略)</p>
<p>2から16まで (略)</p>	<p>2から16まで (略)</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>17</u> <u>法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p>
<p><u>18</u> (略)</p>	<p><u>18</u> (略)</p>
<p></p>	<p><u>19</u> (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる</p>

旧	新
	<p>規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中舞鶴市市税条例附則第3条の改正規定 令和4年1月1日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1条中舞鶴市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日</p> <p>(4) 附則第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(5) 第1条のうち舞鶴市市税条例附則第7条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第4項において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同</p>

旧	新
	<p>条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。))に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例附則第7条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。))に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>5 及び 6 (略)</p>



舞鶴市市税条例旧新対照表(第2条関係)(第50号議案関係)

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条—第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条—第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税(第23条—第53条の13)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条—第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条—第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税(第92条—第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条—第130条)</p> <p><u>第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)</u></p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の8、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条—第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条—第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税(第23条—第53条の13)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条—第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条—第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税(第92条—第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条—第130条)</p> <p><u>第6節 特別土地保有税(第131条—第140条の7)</u></p> <p><u>第3章 目的税</u></p> <p><u>第1節 入湯税(第141条—第149条)</u></p> <p>附則</p> <p>(税目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 市税として課する目的税は、入湯税とする。</u></p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の8の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の8、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、</p>

旧	新
<p>又は第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5、第 47 条の 4 第 1 項、第 53 条の 8、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 102 条第 2 項又は第 105 条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p>	<p>第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5、第 47 条の 4 第 1 項、第 53 条の 8、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 102 条第 2 項、<u>第 105 条又は第 145 条第 3 項</u>の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 章 目的税</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 節 入湯税</u></p> <p style="text-align: center;">(入湯税の納税義務者等)</p> <p><u>第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。</u></p> <p style="text-align: center;">(入湯税の課税免除)</p> <p><u>第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</u></p> <p>(1) <u>年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者</u></p> <p>(2) <u>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)が教育上の見地から行う行事に参加している者</u></p> <p>(4) <u>宿泊を伴わないで入湯する者</u></p>

旧	新
	<p><u>(入湯税の税率)</u>  <u>第 143 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。</u></p> <p><u>(入湯税の徴収の方法)</u>  <u>第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p><u>(入湯税の特別徴収の手続)</u>  <u>第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。</u>  <u>2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。</u>  <u>3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p><u>(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)</u>  <u>第 146 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。</u></p> <p><u>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</u>  <u>第 147 条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</u>  <u>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u><u>又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u><u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</u></p>

旧	新
	<p>(2) <u>鉱泉浴場施設の所在地</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p><u>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)</u></p> <p>第 148 条 <u>入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。</u></p> <p><u>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</u></p> <p>第 149 条 <u>前条第 1 項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によって保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の罰金刑を科する。</u></p> <p>2 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 条の規定並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p>

旧	新
	<p>2 から 4 まで (略)  (入湯税に関する経過措置)</p> <p>5 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(次項において「4 年新条例」という。)第 3 章第 1 節の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「2 号施行日」という。)以後の入湯(2 号施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る 2 号施行日の入湯を除く。)について適用する。</p> <p>6 2 号施行日において現に鉱泉浴場を営んでいる者に対する 4 年新条例第 147 条第 1 項の規定の適用については、同項中「経営開始の日の前日」とあるのは、「令和 4 年 4 月 30 日」とする。</p>

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第21号)旧新対照表

旧	新
<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に、「延長の」を「延長が」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。</p> <p>第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。</p> <p>第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第30条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。</p> <p>第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」</p>	<p>(舞鶴市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>第3条 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に、「延長の」を「延長が」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。</p> <p>第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。</p> <p>第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第30条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。</p> <p>第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」</p>

旧	新
<p>を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「<u>第 321 条の 8 第 52 項</u>」に、「同条第 42 項」を「<u>同条第 52 項</u>」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「<u>第 321 条の 8 第 61 項</u>」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項</p>	<p>を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「<u>第 321 条の 8 第 60 項</u>」に、「同条第 42 項」を「<u>同条第 60 項</u>」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「<u>第 321 条の 8 第 69 項</u>」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項</p>

旧	新
<p>とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p> <p><u>第52条第4項から第6項までを削る。</u></p> <p>第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。</p> <p>附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p>	<p>とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改める。</p> <p><u>第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</u></p> <p>第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。</p> <p>附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p><u>附則第2条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)から(5)まで (略)</p> <p>2 から6まで (略)</p>



舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(公園施設の設置基準)            第1条の5 (略)            2から5まで (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>(公園施設の設置基準)            第1条の5 (略)            2から5まで (略)</p> <p><u>6</u> <u>法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>7</u> (略)            改正附則            この条例は、公布の日から施行する。</p>

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例旧新対照表

旧		新	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
名称	位置	名称	位置
市場団地	舞鶴市字市場	市場団地	舞鶴市字市場
三宅団地	舞鶴市字北吸	三宅団地	舞鶴市字北吸
大迫団地	舞鶴市字行永	大迫団地	舞鶴市字行永
芥子谷団地	舞鶴市字行永	片山団地	舞鶴市字浜
片山団地	舞鶴市字浜	市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場
市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場		
		<p>改正附則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	

舞鶴市道の構造の基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第 31 条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(委任)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、<u>道路法及び道路構造令</u>(昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第 31 条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p> <p>第 43 条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。)は、舞鶴市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成 25 年条例第 21 号)に定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>(委任)</p>

旧	新
<u>第 43 条</u> (略)	<u>第 44 条</u> (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(25) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき 300円	(25) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき 300円
(26) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項又は第29条第1項の規定等に基づく個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合 イ 市の錯誤又は過失により交付等された個人番号カードの返納後の再交付である場合 ウ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付である場合 エ 住民票コードの修正又は個人番号の変更による個人番号カードの返納後の再交付であ	1件につき 800円		

旧			新		
る場合 オ その他市長が特に必要と認 める場合					
(27) (略)	(略)	(略)	(26) (略)	(略)	(略)
(28) (略)	(略)	(略)	(27) (略)	(略)	(略)
(29) (略)	(略)	(略)	(28) (略)	(略)	(略)
(30) (略)	(略)	(略)	(29) (略)	(略)	(略)
(31) (略)	(略)	(略)	(30) (略)	(略)	(略)
(32) (略)	(略)	(略)	(31) (略)	(略)	(略)
(33) (略)	(略)	(略)	(32) (略)	(略)	(略)
(34) (略)	(略)	(略)	(33) (略)	(略)	(略)
(35) (略)	(略)	(略)	(34) (略)	(略)	(略)
(36) (略)	(略)	(略)	(35) (略)	(略)	(略)
(37) (略)	(略)	(略)	(36) (略)	(略)	(略)
(38) (略)	(略)	(略)	(37) (略)	(略)	(略)
(39) (略)	(略)	(略)	(38) (略)	(略)	(略)
(40) (略)	(略)	(略)	(39) (略)	(略)	(略)
(41) (略)	(略)	(略)	(40) (略)	(略)	(略)
(42) (略)	(略)	(略)	(41) (略)	(略)	(略)
(43) (略)	(略)	(略)	(42) (略)	(略)	(略)
(44) (略)	(略)	(略)	(43) (略)	(略)	(略)
(45) (略)	(略)	(略)	(44) (略)	(略)	(略)
(46) (略)	(略)	(略)	(45) (略)	(略)	(略)
(47) (略)	(略)	(略)	(46) (略)	(略)	(略)
(48) (略)	(略)	(略)	(47) (略)	(略)	(略)
(49) (略)	(略)	(略)	(48) (略)	(略)	(略)
(50) (略)	(略)	(略)	(49) (略)	(略)	(略)
(51) (略)	(略)	(略)	(50) (略)	(略)	(略)

旧			新		
<u>(52)</u>	(略)	(略)	<u>(51)</u>	(略)	(略)
<u>(53)</u>	(略)	(略)	<u>(52)</u>	(略)	(略)
<u>(54)</u>	(略)	(略)	<u>(53)</u>	(略)	(略)
<u>(55)</u>	(略)	(略)	<u>(54)</u>	(略)	(略)
<u>(56)</u>	(略)	(略)	<u>(55)</u>	(略)	(略)
			改正附則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。		